

議会議案第26号

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年12月13日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	島	寛弘
同	同	上	松	中	健治

(提案理由)

平成8年に制定された鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の制定目的である良好な都市環境を確保するとともに、青少年の健全な育成に資することについて、従来対象施設となっていた保育所のみならず、制定当時には無かった小規模保育施設などの新たな運営体系の保育施設についても、対象施設に追加し網羅することで、当初の制定目的を果たすべく、パチンコ店・ラブホテル等の建築・出店等の規制強化を行おうとするものである。

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例（平成 8 年 6 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 6 条） 2 に次のように加える。

、同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する事業を行う事業所、同法同条第 9 項に規定する事業を行う居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）、同法同条第 10 項に規定する事業を行う施設、同法同条第 12 項に規定する事業を行う施設及び同法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。